

## 定期監査結果報告書

### 第1 監査の概要

#### 1 監査等の実施期間

平成29年10月23日から平成29年11月27日まで

#### 2 監査の対象

議会事務局

上下水道課

#### 3 監査の事項及び範囲

平成29年4月1日から平成29年8月31日までに執行された事務事業とした。

ただし、時間外勤務時間については平成29年4月1日から平成29年9月30日までとした。

#### 4 実施した監査手続き

監査にあたっては、法令等に基づき、財務に関する事務が適正かつ効率的に、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼をおき、あらかじめ指定した監査資料、提示のあった関係書類及び関係帳簿を審査するとともに所管課長及び関係職員から説明を聴取するほか、質問その他必要と認めた監査をした。

### 第2 監査の結果等

各課についての監査結果は、後述のとおりである。

なお、一部の事項については、それぞれ、口頭で注意、指導を行った。

(注)○ 文中のうち、千円単位で表示されているものは、単位未満を四捨五入とした。したがって合計額及び差額が一致しない場合がある。

○ 比率(%)は、原則として小数点以下第2位を四捨五入し、第1位までとした。

#### 1 議会事務局

##### (1) 事務事業の概要

###### ア 局内組織

議会事務局1部門である。

###### イ 職員人数等は次のとおりである。

管理職(局長)1人、一般職員2人、再任用職員1人の合計4人である。

###### ウ 事務事業の執行状況(歳出)については次のとおりである。(ただし、職員人件費は除く)

(ア) 一般会計(歳出) \*執行率(支払額/予算現額)×100

###### a 議会費

支払額は34,337千円で執行率は46.8%である。

(a) 議会運営費

支払額は 33,375 千円で執行率は 48.5%である。

主なものは議員報酬（4月分～8月分）16,253千円、議員期末手当（6月期）5,887千円、議員共済費 10,600千円、速記反訳委託料 605千円である。

(b) 議会調査活動費

支払額は 961 千円で、執行率は 21.2%である。

主なものは議会だより印刷費 476 千円、静岡県町村議会議長会負担金他 263 千円である。

b 監査委員費

支払額は 194 千円で、執行率は 14.9%である。

主なものは監査委員報酬（4月～6月）188 千円である。

エ 時間外勤務については 1 人当たり 4.21 時間であった。（庁内平均 18.89 時間）

(2) 監査結果

監査の結果、財務に関する事務についてはおおむね執行されており、経営に係る事業の管理についてもおおむね適正に執行されている。

2 上下水道課

(1) 事務事業の概要

ア 課内組織

業務部門、工務部門、下水道室（下水道部門）の 3 部門で組織されている。

イ 職員人数等は次のとおりである。

管理職 3 人（課長 1 人、課長補佐 1 人、室長 1 人）、一般職員 12 人の合計 15 人である。

ウ 事務事業の執行状況については次のとおりである。

(ア) 水道事業会計（公営企業会計）

a 水道事業収益 \* 執行率（調定額/予算現額）×100

予算現額は 587,479 千円、調定額は 269,646 千円で執行率は 45.9%である。

(a) 営業収益

調定額は 269,342 千円で執行率は 50.9%である。

内訳は給水収益・水道料金 269,162 千円、受託工事収益 18 千円、その他の営業収益 162 千円である。

(b) 営業外収益

調定額は 304 千円で執行率は 0.5%である。

内訳は受取利息及び配当金・預金利息 19 千円、雑収益 285 千円である。

b 水道事業費用 \* 執行率（負担行為済額/予算現額）×100

予算現額は 553,209 千円、負担行為済額は 62,675 千円で執行率は 11.3%である。

(a) 営業費用

負担行為済額は 62,675 千円、執行率は 13.3%である。

内訳は原水浄水及び配水給水費 39,990 千円、業務費 14,673 千円、総係費 7,964 千円、その他営業費用 49 千円である。

c 資本的収入 \*執行率 (調定額/予算現額) ×100

予算現額は 89,672 千円、調定額は 3,899 千円で執行率は 4.3%である。全額、加入分担金である。

d 資本的支出 \*執行率 (負担行為済額/予算現額) ×100

予算現額は 384,659 千円、負担行為済額は 7,188 千円で執行率は 1.9%である。内訳は建設改良費 7,100 千円、固定資産購入費 88 千円である。

e 棚卸し資産購入限度額 \*執行率 (負担行為済額/予算現額) ×100

予算現額は 5,726 千円、負担行為済額は 1,963 千円で執行率は 34.3%である。

内訳は、薬品購入限度額 554 千円、材料購入限度額 1,409 千円である。

(イ) 一般会計(歳出) \*執行率 (支払額/予算現額) ×100

a 環境衛生費・生活排水改善対策事業費

支払額は 4,339 千円で執行率は 13.2%である。

主なものは浄化槽設置費補助金 4,304 千円(13件)である。

b 公共下水道費

支払額は 20,000 千円で執行率は 3.2%である。

全額、公共下水道事業繰出金である。

(ウ) 公共下水道事業特別会計(歳入) \*収入率 (収入額/調定額) ×100

収入額は 97,162 千円で収入率は 95.1%である。

a 公共下水道負担金

収入額は 7,737 千円で収入率は 100.0%である。

b 下水道使用料

収入額は 41,383 千円で収入率は 89.3%である。

内訳は現年度分 41,146 千円、過年度分 237 千円である。

c 下水道手数料

収入額は 9 千円で収入率は 100.0%である。

d 一般会計繰入金

収入額は 20,000 千円で収入率は 100.0%である。

e 繰越金

収入額は 28,031 千円で収入率は 100.0%である。

全額、前年度繰越金である。

f 延滞金

収入額は1千円で収入率は100.0%である。

(エ) 公共下水道事業特別会計(歳出) \*執行率(支払額/予算現額)×100  
支払額は67,137千円で執行率は11.1%である。

a 管渠建設費

支払額は36,040千円で執行率は10.7%である。

(a) 職員人件費

支払額は16,919千円で執行率は45.1%である。

(b) 公共管渠建設費

支払額は14,300千円で執行率は7.9%である。

(c) 町単管渠建設費

支払額は3,791千円で執行率は3.4%である。

(d) 町単排水設備(公共マス)建設費

支払額は1,030千円で執行率は26.7%である。

b 管渠維持管理費

支払額は1,078千円で執行率は12.9%である。

c 浄化センター維持管理費

支払額は30,020千円で執行率は26.9%である。

(a) 職員人件費

支払額は3,266千円で執行率は41.2%である。

(b) 浄化センター維持管理費

支払額は26,754千円で執行率は25.8%である。

エ 時間外勤務については1人当たり月平均12.69時間である。(庁内月平均1人当たり18.89時間)

オ 料金収納事務について

(ア) 水道事業会計 \*収入率(収入額/調定額)×100

水道料金収入率は平成29年8月末現在で96.1%(内訳:現年度分97.7%、過年度分42.9%)となっており、前年同月末現在95.6%より0.4ポイント向上している。

なお、収入率向上を図るべく、収納強化期間を設け、対象者に対する催告書の送付、戸別訪問、給水停止等を実施するなど滞納金整理に取り組んでいる。

(イ) 公共下水道事業特別会計 \*収入率(収入済額/調定額)×100

下水道使用料金収入率は平成29年8月末現在で89.3%(内訳:現年度分96.2%、過年度分6.6%)となっており、前年同月末現在88.9%より、0.4ポイント向上している。

(2) 監査結果

監査の結果、財務に関する事務についておおむね適正に、経営に係る事業の管理についてもおおむね合理的に行われている。